

## 注 意

### 成人発症Ⅱ型シトルリン血症の患者さんへの

### 『グリセノン注』投与について

成人発症Ⅱ型シトルリン血症(CTLN2)の患者さんに対して、脳浮腫治療のために『グリセノン注』と同一成分製剤を投与した際に、病態が悪化し死亡したとの報告があり、2004年7月に本疾患を禁忌とする添付文書改訂が行われ、注意喚起が行われておりました。しかしながら、添付文書改訂以降にも成人発症Ⅱ型シトルリン血症(CTLN2)の患者の脳浮腫治療のために『グリセノン注』と同一成分製剤を投与し、病態が悪化し死亡された症例が報告されていることから、当該製品の製薬メーカーより改めて注意喚起がなされましたので、ご使用の際には十分ご注意ください。

詳細は添付の資料をご覧ください。

#### 【要旨】

#### 〈対象医薬品名〉

グリセノン注

アイロム製薬(株)

#### 〈注意すべき疾患〉

#### 成人発症Ⅱ型シトルリン血症(シトルリン欠損症)

- \* 高アンモニア血症を呈する意識障害患者が緊急搬送された際は、成人発症Ⅱ型シトルリン血症(シトルリン欠損症)の合併の有無を、可能な限り患者さん及びそのご家族に確認をお願いします。
- \* 原因不明の高アンモニア血症を伴う脳浮腫を治療される際は、成人発症Ⅱ型シトルリン血症(シトルリン欠損症)を考慮してグリセノン注投与の可否を判断して下さい。

以上